

6 監 第 5 0 号

令和7年1月20日

二本松市長 三保 恵一 様

二本松市監査委員 守岡 健次

二本松市監査委員 佐藤 有

令和6年度財政援助団体監査の結果について（提出）

このことについて、地方自治法第199条第7項の規定により財政援助団体監査を実施しましたので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり提出いたします。

6 監 第 5 0 号

令和7年1月20日

二本松市議会議長 本多 勝実 様

二本松市監査委員 守岡 健次

二本松市監査委員 佐藤 有

令和6年度財政援助団体監査の結果について（提出）

このことについて、地方自治法第199条第7項の規定により財政援助団体監査を実施しましたので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり提出いたします。

令和 6 年度財政援助団体監査結果報告書

1 監査基準

本監査は、二本松市監査基準（令和 2 年 4 月 1 日施行）に準拠し実施した。

2 監査の概要

(1) 監査の種類（根拠法令）

財政援助団体等監査（地方自治法第 199 条第 7 項）

(2) 監査の対象

① 対象団体及び所管部局

ア 財政援助団体 二本松商工会議所

イ 所 管 部 局 産業部商工課

② 対象範囲

令和 5 年度決算状況、令和 6 年度補助金交付関係書類及び財政援助団体の財務等その他の事務に関する執行状況、所管部局保管の補助金交付規則に基づく関係書類

(3) 監査の実施日程等

① 監 査 の 期 間 令和 6 年 12 月 26 日から令和 7 年 1 月 16 日まで

② 監査委員監査 令和 7 年 1 月 16 日

③ 監査実施場所 監査委員事務局
二本松商工会議所事務所

(4) 監査の着眼点

所管部局における財政援助団体への補助金交付について適切に行われているか、また、財政援助団体に係る出納その他の事務が適正かつ効率的に行われているか等を主眼とした。

(5) 監査の主な実施内容

あらかじめ提出を求めた監査資料及び書類並びに帳簿類を調査するとともに、所管部長以下関係職員の出席のもと、事務事業の概要及び執行状況について説明を受け、必要に応じて質疑等を行った。

また、現地に出向き、財政援助団体関係者立会いのもと、経理状況及び出納その他の事務等について説明を受け、関係書類及び帳簿類の内容を調査し、必要に応じて質疑等を行った。

3 監査の結果

財政援助に係る出納その他の事務については、適正に執行されていると認められた。

なお、事務処理上改善及び留意すべき事項で軽微なものについては、監査執行の際に改善を指導した。